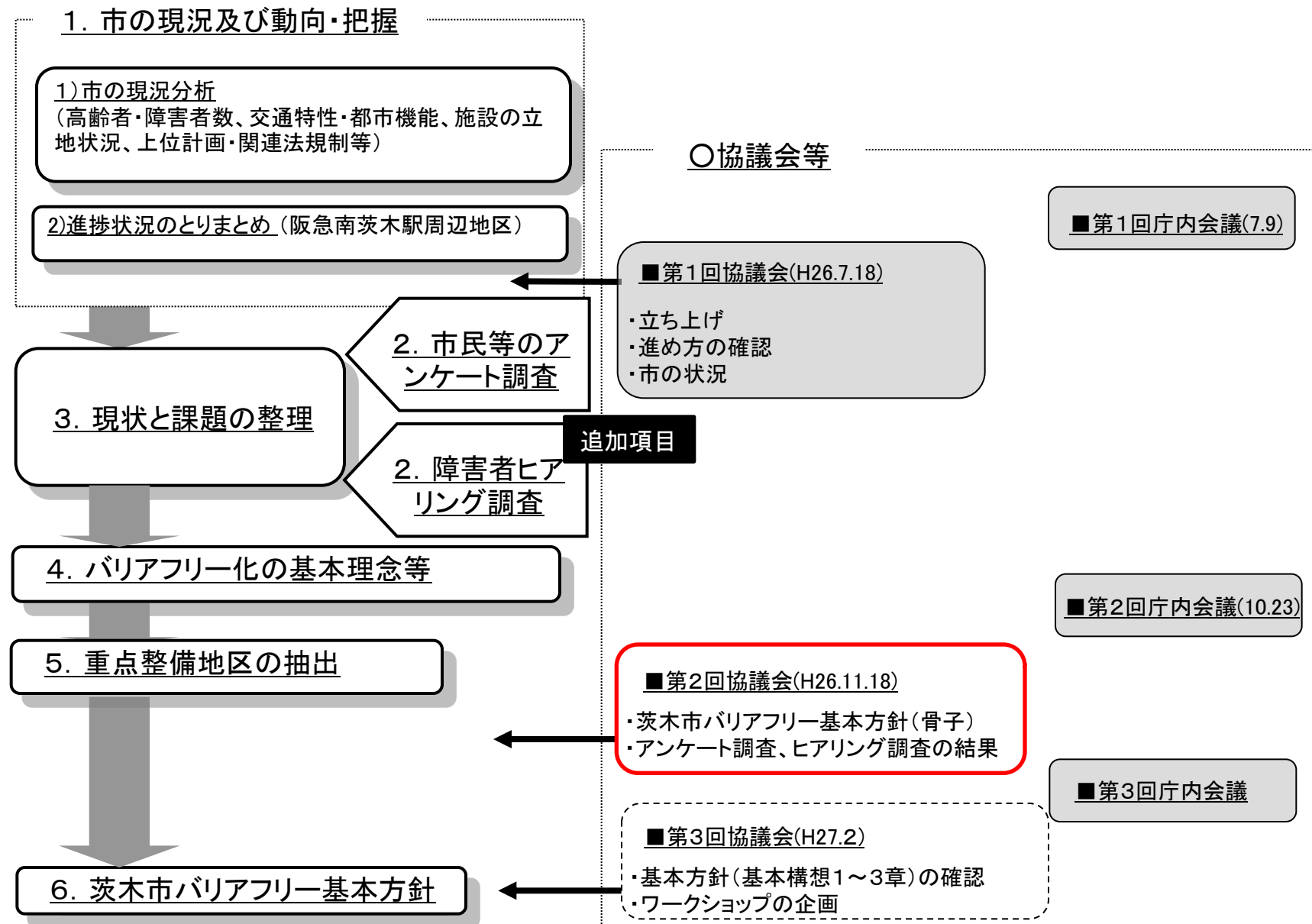


茨木市バリアフリー 基本方針について

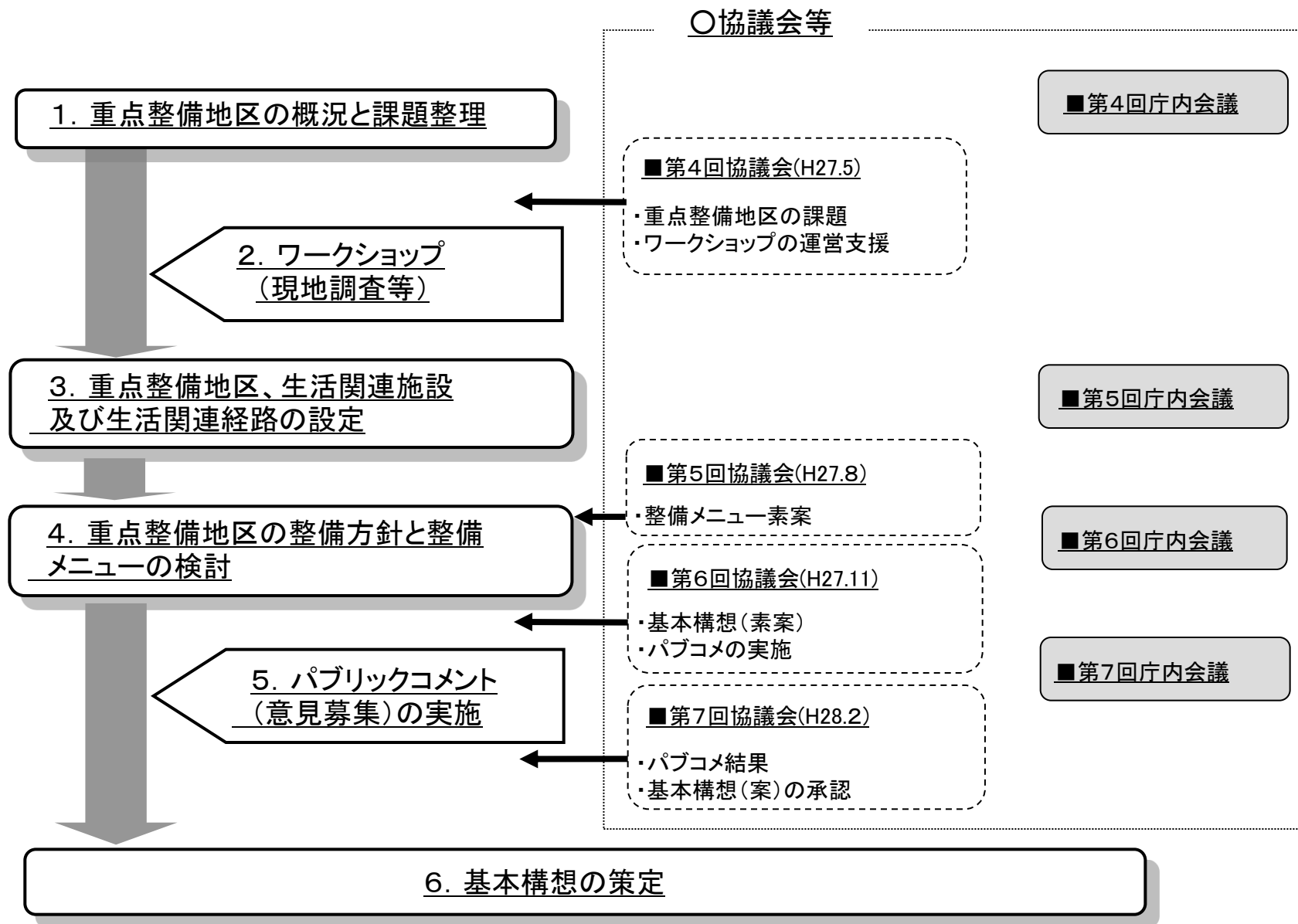
平成26年11月18日

第2回茨木市バリアフリー基本構想協議会

■ スケジュール(H26)



■ スケジュール(H27)



■ 本日の資料の内容

茨木市バリアフリー基本構想

第1章 計画の概要

背景、目的、市のバリアフリーに関する考え方、計画期間

第2章 茨木市の現況と課題

市の概要、施設等の概況、バリアフリーの課題(主にアンケート・ヒアリングより)

第3章 全体整備方針

整備の方針、重点整備地区の選定

* **太字**: 今回の資料で提示 細字: 第1回協議会資料で提示

第4章 重点整備地区の基本方針

各地区の課題や問題点、移動等円滑化の基本的な考え方、重点整備地区の区域、生活関連経路・生活関連施設 等

第5章 実施すべき特定事業等

事業の種類、整備内容、整備期間、事業者 等

第6章 その他

推進体制、検討経緯、その他必要な事項 等

茨木市バリアフリー基本方針

平成26年度

各地区の具体的な内容は、
来年度に検討予定

■ 本日、特にご意見をいただきたいポイント

●市全体で取り組むべき主なバリアフリーの課題が抽出されているか。

* アンケート、ヒアリングでは非常に多くの課題をいただきました。個別の詳細な課題は関係各課に伝えるとともに、重点整備地区内の課題については来年度に検討を行います。今年度は、市全体の大きな課題であり、今後、関係者が一丸となって対応に取り組むべき、と考えられる課題を抽出しています。

●課題をふまえた「整備の方針」は妥当か。

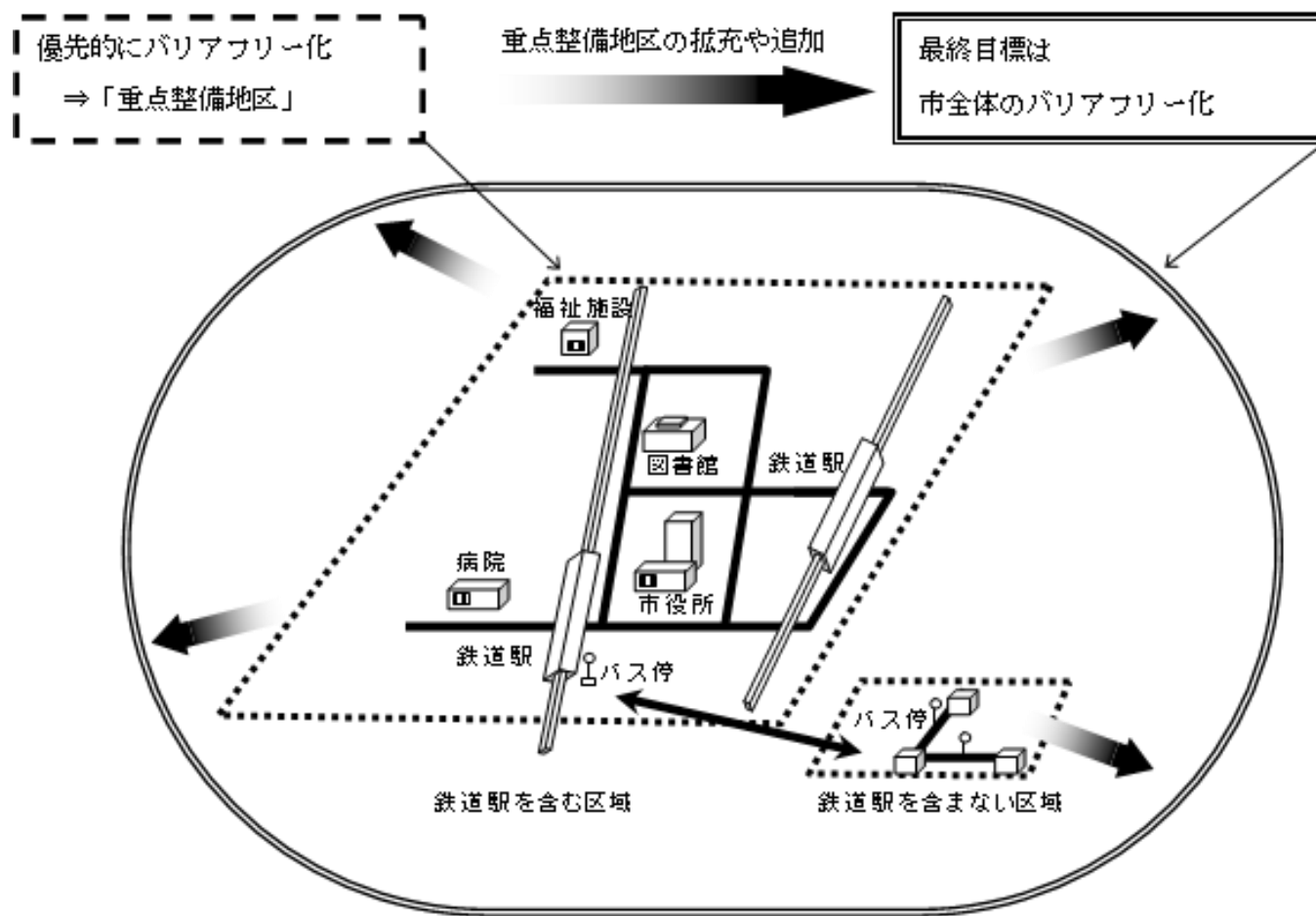
●来年度詳細に検討を進める重点整備地区の3地区（南茨木駅周辺、JR茨木阪急茨木市駅周辺、総持寺駅周辺）の範囲について

1. 計画の概要

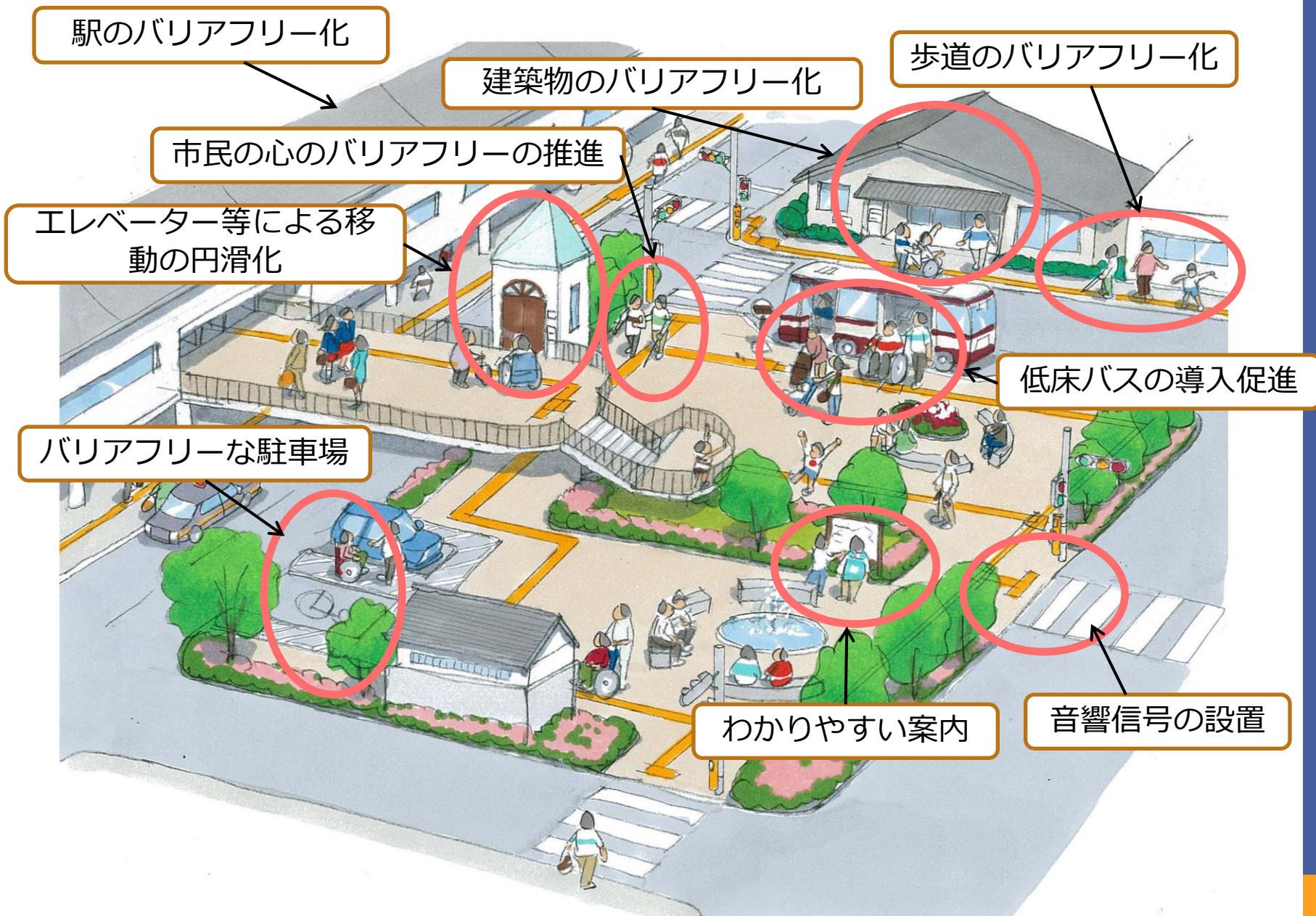
1.1 茨木市のバリアフリーに関する考え方

【市全域のバリアフリー化をめざして】

- 茨木市では、バリアフリー法に基づき、市内の主要な駅周辺を重点整備地区として「基本構想」を策定し、優先的にバリアフリー化を図っていきます。
- しかし、重点整備地区だけでなく、継続的な取り組みとして、交通施策等と一体となって、市全体のバリアフリー化をめざします。



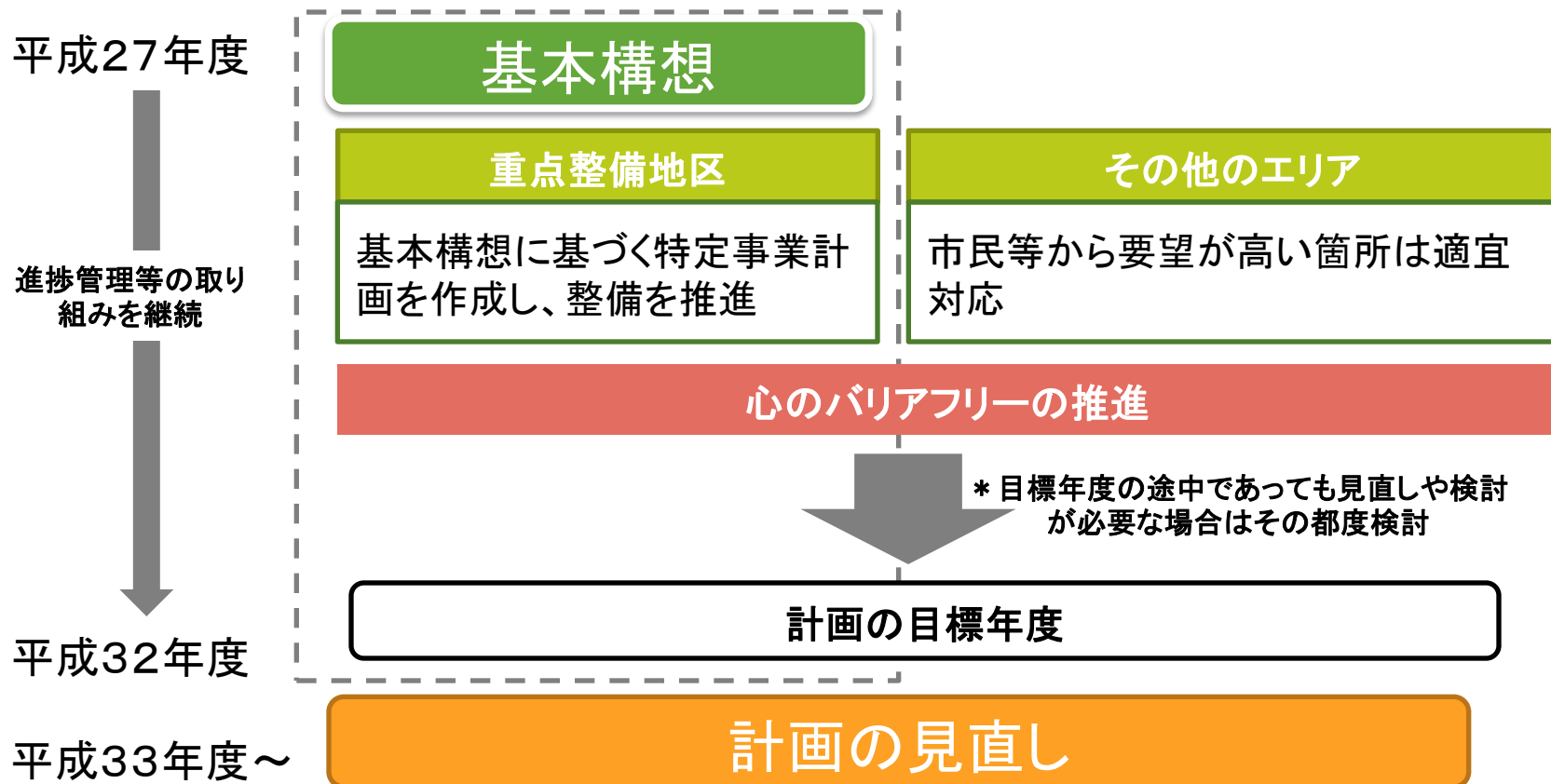
茨木市のめざすバリアフリーなまちのイメージ



1.2 計画期間

○平成27年度に策定する基本構想では、重点整備地区の具体的な整備内容を検討し、計画としてまとめていきます。重点整備地区以外のその他のエリアについては、適宜対応していきます。

○計画の目標年度は、平成32年度とし、達成状況、社会・経済状況等をふまえ計画の見直しや新たに取組が必要な重点整備地区の存否について検討します。なお、それまでの期間は、進捗管理等を行いながら継続的に取り組みを行います。



国は、「バリアフリー法」基本方針において、平成32年度末までの国内のバリアフリー化の目標を以下のように設定しています。

【旅客施設】

- すべての1日3,000人以上の駅、バスターミナル等で、原則として「段差の解消」・「視覚障害者誘導用ブロックの整備」・「障害者用トイレの設置」等のバリアフリー化を実施

【車両等】

- 鉄軌道車両は約70%をバリアフリー化、乗合バスは約70%をノンステップバス

【道路】

- 原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する全ての道路をバリアフリー化

【信号機】

- 原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路において、バリアフリー対応型信号機等を整備

【建築物】

- 2,000m²以上の特別特定建築物の総ストックの約60%をバリアフリー化

【都市公園】

- 都市公園の園路及び広場・駐車場の約60%、便所の約45%をバリアフリー化

【路外駐車場】

- 特定路外駐車場の約70%をバリアフリー化

2. 茨木市のバリアフリーの課題

2.1 駅の課題

○多目的トイレの改善

●駅の案内の充実（ふりがな・触知・音声・路線・時刻表等）

●非常時や事故の情報提供の充実（音声だけでなく文字情報で）

* ○:主にアンケートより抽出 ●:主にヒアリングより抽出

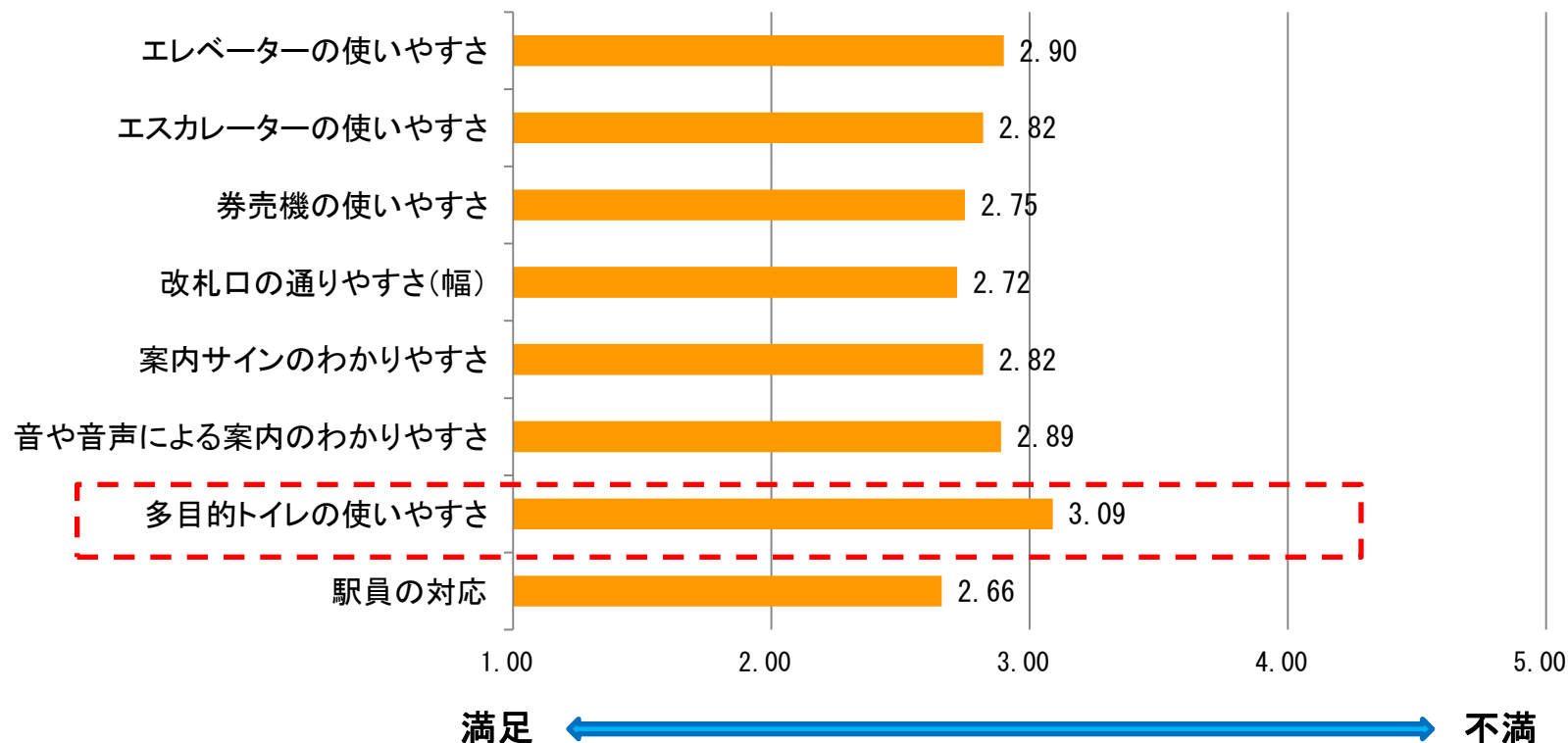


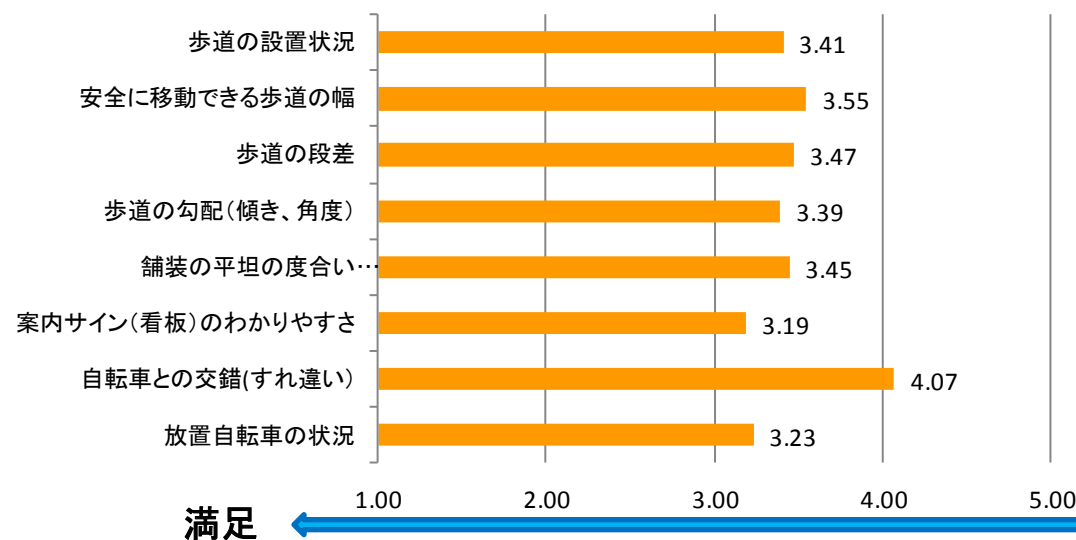
図1. 駅施設別のバリアの満足度(アンケート調査)

市内の駅舎については、トイレ等の施設のさらなる充実と、案内のわかりやすさといったサービス向上が求められています。

2.2 道路(歩道)の課題

- 歩道の未設置区間
- 幅員の狭い歩道（介助者と並んで通行できるように）
- 歩道の段差（特に、車いす、ベビーカー）
→ただし、視覚障害者には歩道と車道の区別が必要
- 歩道の勾配（波打ち歩道など）
- 歩道の凸凹
- 自転車との交錯や放置自転車
- わかりやすい案内サイン（看板）
- 歩道上の障害物（電柱・車止め等）
- 点字ブロックの設置
- 休憩できるベンチの設置

* ○:主にアンケートより抽出 ●:主にヒアリングより抽出



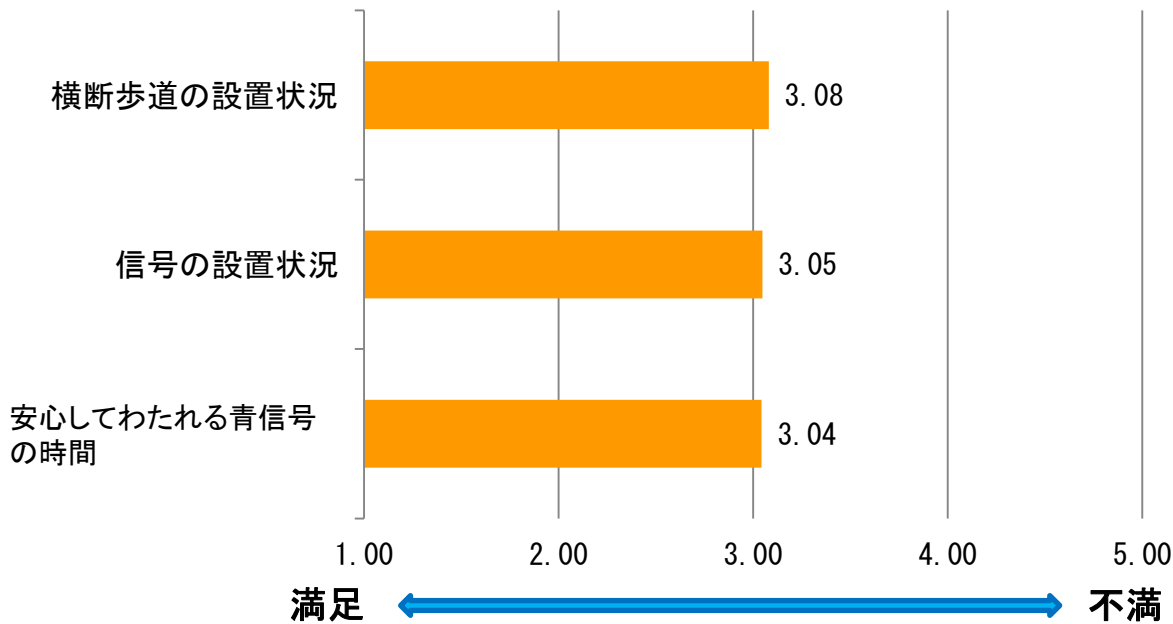
道路(歩道)については、全ての項目でバリアの満足度が低い結果でした。歩道を移動するときにバリアを感じるという意見が最も多く寄せられており、歩行空間のバリアフリー化が求められています。

図2. 施設別のバリアの状況(アンケート調査)

2.3 信号機・横断歩道の課題

- 横断歩道や信号機の設置
 ○●音響信号の設置

* ○:主にアンケートより抽出 ●:主にヒアリングより抽出



西駅前交差点付近の改良等、個別箇所の音響信号の設置や横断歩道の設置に対する意見がありました。



2.4 建築物の課題

○駐車場から施設への移動のしやすさの確保

●誰もが使いやすく快適なトイレの充実

●公共施設だけでなく商業施設等も含めたバリアフリー化の推進（例：民間の店舗の入口などのバリアフリー化）

●施設職員やスタッフの対応の充実

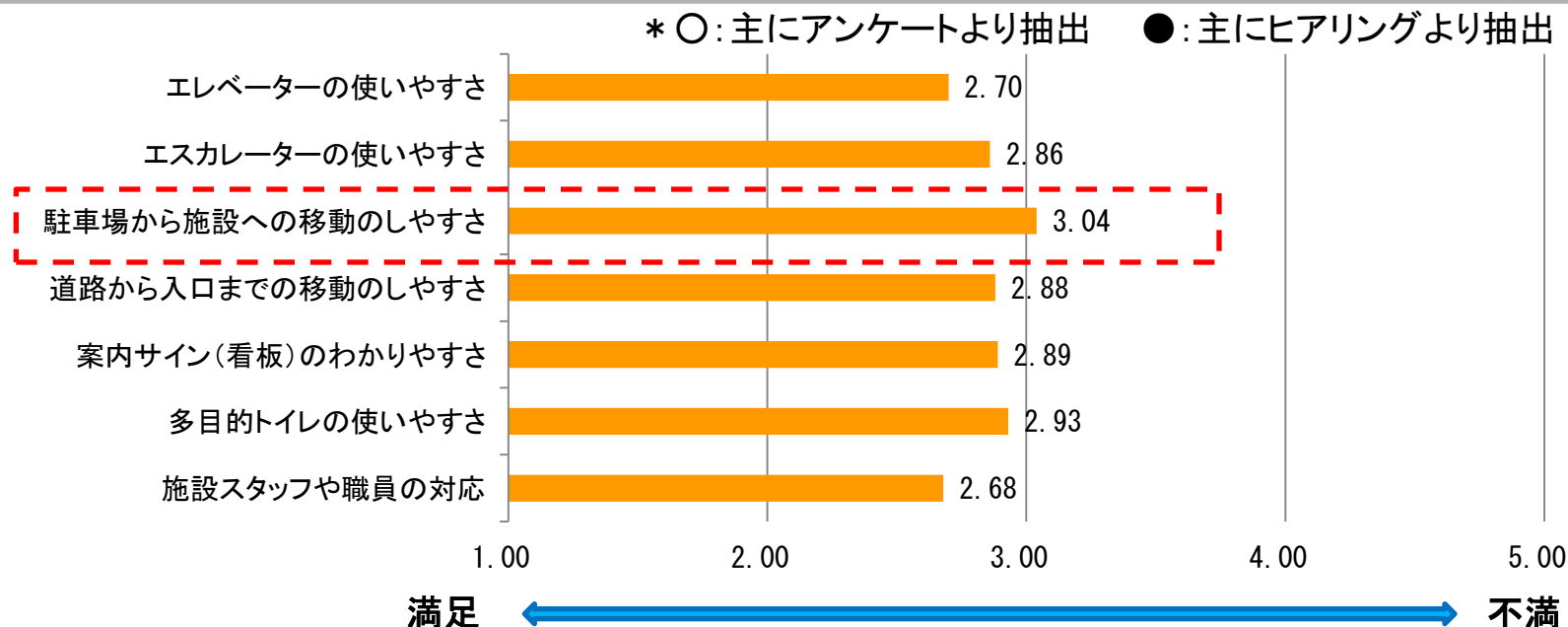


図3. 公共施設のバリアの満足度(アンケート調査)

公共施設の駐車場から施設への移動のしやすさの不満が高い状況でした。公共施設のなかでも、障害者の利用が多い施設の改善要望がありました。また、施設スタッフや職員の充実(手話や障害者への理解)が求められています。

さらに、公共施設だけでなく、商業施設等も含めた建築物のバリアフリー化が課題となっています。

2.5 バスの課題

○バス停や歩道からバスへの乗降のしやすさの向上やバス停の改善

●路線や時刻表の案内のわかりやすさ

●乗務員の対応やサービスの向上（障害者への理解・ノンステップバスの利用促進 等）

* ○: 主にアンケートより抽出 ●: 主にヒアリングより抽出

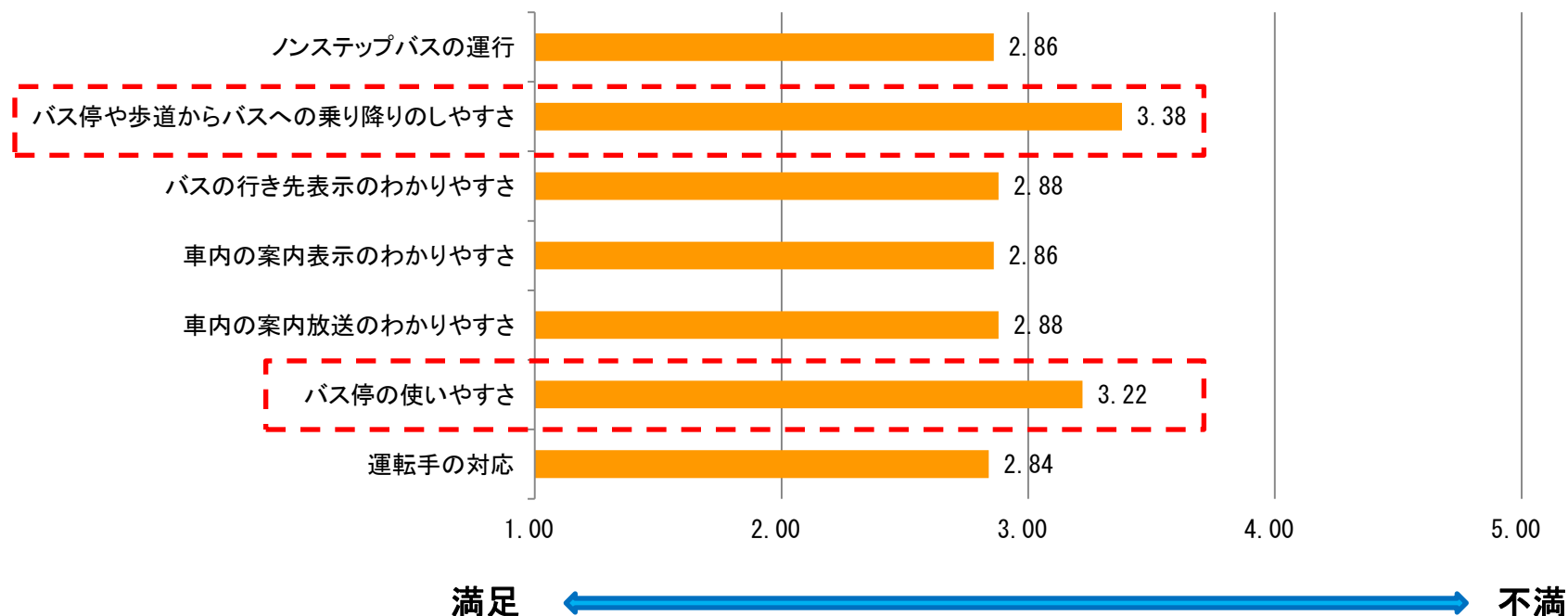


図4. バスのバリアの満足度(アンケート調査)

バス停や歩道からバスへの乗降のしやすさや、バス停の改善が求められています。また、バス路線や時刻表といった、情報提供のわかりやすさの充実や乗務員の対応改善も求められています。

2.6 駅前広場の課題

- JR茨木駅西：バスロータリーのバリアフリー化
- 阪急茨木市駅：円滑なバスへの乗降
障害となるポール（自転車止め）（特に、車いす・視覚障害者等）
- 駅周辺に多くみられる放置自転車

* ○: 主にアンケートより抽出 ●: 主にヒアリングより抽出



バスターミナルへの移動
手段が階段しかなく不便
(JR茨木駅(西))



バス降り場をタクシーが塞
いでいる(阪急茨木市駅)



通り抜け通路の車止めが車
椅子の通行を阻害(阪急茨
木市駅)

特に利用者の多い、JR茨木駅、阪急茨木市駅の駅前広場について、障害者等から改善要望が多数出されました。

2.7 心のバリアフリーの課題

(1) 自転車対策

- スピードを出して走行する自転車
- 移動時の障害となる放置自転車

(2) 理解の促進・マナー向上

- 障害への理解
- 差別の撤廃
- 危険な歩きタバコ（車いす・ベビーカー等）
- 市民も含めた勉強会の開催等による意識の向上

(3) 教育

- 障害者への対応の仕方の周知（学校教育 等）
- バリアフリーの教育の推進
- バリアフリーの調査結果のホームページ等での情報提供

* ○: 主にアンケートより抽出 ●: 主にヒアリングより抽出

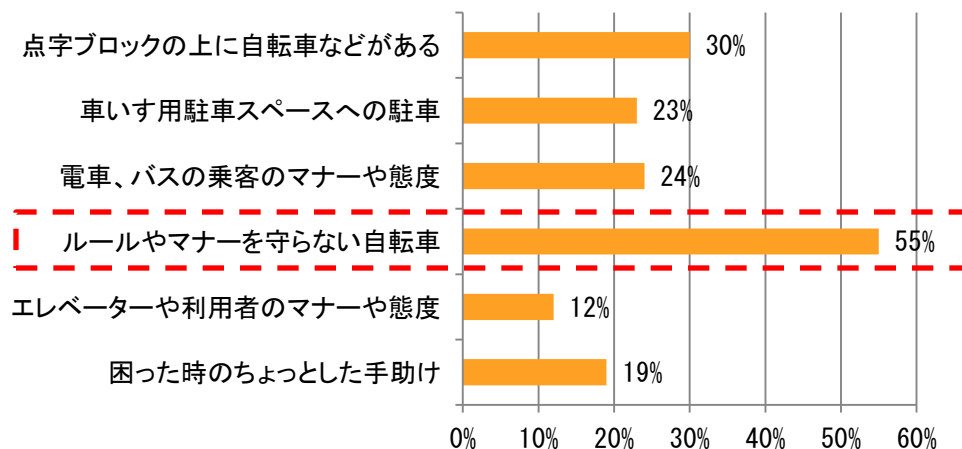


図5. 外出時に市民の理解が足りないと感じる事項（アンケート調査）

2.8 その他の課題

(1) 駐車場

- 一般利用者の障害者用駐車スペース利用のマナー向上
- 駅や施設周辺の駐車スペースの充実（障害者用）

(2) 福祉タクシー等

- 福祉タクシーや福祉有償運送の充実

(3) 案内・誘導

- わかりやすい案内の充実（ふりがな・触知・音声・ピクトグラム等）
- 緊急時や災害時の情報提供の充実

* ○: 主にアンケートより抽出 ●: 主にヒアリングより抽出

3. 茨木市バリアフリー基本方針

3.1 基本理念

いつでもだれもが
バリアをかんじず
らくらく（楽々）移動できる
きもちのやさしいまち いばらき

バリアフリー整備を進めるだけでなく、心のバリアフリーの推進の重要性も数多く指摘されました。市民との協働のもと、ハード整備だけでなく、心のバリアフリーの取組も併せて進めていきながら、「いつでもだれもが、バリアをかんじず、らくらく（楽々）移動できる きもちのやさしいまち いばらき」をめざします。

3.2 バリアフリー推進にあたってのポイント

●施設のバリアフリー化（カタチ）

誰もが、安全・安心・快適で自立した社会生活をおくり、まちの魅力が高まるバリアフリー化を推進する必要があります。バリアフリー法の趣旨に則り、移動に関わる駅、道路（歩道）、建築物、公園等についての整備を、重点的かつ一体的に行っていきます。

●心のバリアフリー化（こころ）

誰もがバリアフリーについての理解を深め、互いに助け合う心配りのあるまちを実現するため啓発、教育、人的支援等の取り組みを重点的に行っていきます。

●市民等との協働による推進（しくみ）

バリアフリーを進めるにあたっては、市民・事業者・行政等が互いに連携しながら、協働の取り組みのもと推進していきます。



3.3 整備の方針

カタチ

～施設のバリア
フリー化～

施設等において、年齢、性別、障害の有無にかかわらず、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設の整備を進めます。

施設のバリアフリー化にあたっては、以下の基準等に準拠するものとします。

【バリアフリー法】

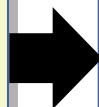
公共交通移動等円滑化基準、路外駐車場移動等円滑化基準、建築物移動等円滑化誘導基準、都市公園移動等円滑化基準、道路移動等円滑化基準

【大阪府福祉のまちづくり条例】

(1) 駅

【課題】

- ・市内の駅舎については、トイレ等の施設のさらなる充実と、案内のわかりやすさといったサービス向上が求められています。



【整備の方針】

- ◆トイレ設備の充実
- ◆移動円滑化された経路の改善

3.3 整備の方針

(2) 道路（歩道）

【課題】

- ・道路（歩道）については、全ての項目でバリアの満足度が低い結果でした。歩道を移動するときにバリアを感じるという意見が最も多く寄せられており、歩行空間のバリアフリー化が求められています。

【整備の方針】

- ◆デコボコや段差のある歩道の改善
- ◆歩きやすさや排水性を考慮した路面舗装への改善
- ◆舗装不良箇所の改善
- ◆ポールや電柱等の見直し
- ◆歩行者と自転車の共存（安全対策）の検討
- ◆視覚障害者誘導用ブロックの新設、改善
- ◆幅員に余裕のある箇所への休憩場所の設置の検討

(3) 信号機・交差点

【課題】

- ・交差点付近の改良等、個別箇所の音響信号の設置や横断歩道設置に対する意見がありました。

【整備の方針】

- ◆安全に横断できる交差点への改良
- ◆地域の合意にもとづく音響信号の設置

3.3 整備の方針

(4) 建築物

【課題】

- ・ 公共施設の駐車場から施設への移動のしやすさの不満が高い状況でした。公共施設のなかでも、障害者の利用が多い施設の改善要望がありました。また、公共施設だけでなく、商業施設等も含めた建築物のバリアフリー化が課題となっています。

【整備の方針】

- ◆ トイレやエレベーター等の設備の利便性向上
- ◆ 駐車場や歩道と出入口部の連続性の確保
- ◆ 民間施設も含めた全ての建築物のバリアフリー化の促進

(5) バス（バスターミナル）

【課題】

- ・ バス停や歩道からバスへの乗降のしやすさや、バス停の改善が求められています。また、バス路線や時刻表といった、情報提供のわかりやすさが求められています。

【整備の方針】

- ◆ 利用しやすいバス停の改善
- ◆ バス利用環境の向上
- ◆ ノンステップバスの導入促進

- ・ JR茨木駅や阪急茨木市駅など、バスターミナルのバリアが指摘されています。

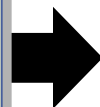
- ◆ 利用しやすいバスターミナルへの改善
- ◆ 駅とバスの乗り継ぎのしやすさの向上
- ◆ わかりやすい情報、案内方策の検討

3.3 整備の方針

(6) 公園

【課題】

- ・市内の都市公園は憩いの場として利用されていますが、経路上のバリアやトイレの充実が必要な箇所があります。



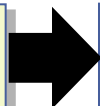
【整備の方針】

- ◆経路（園路・広場）、トイレ、駐車場等のバリアフリー化

(7) その他（駐車場）

【課題】

- ・駐車場のバリアフリー化の促進が必要です。



【整備の方針】

- ◆駅や施設周辺の駐車スペースの充実（障害者用）

3.3 整備の方針

こころ

～市民の心のバ
リアフリー化～

どんなにハード整備が進んでも、利用者の配慮の有無で、十分に活用されない事もあります。誰もが互いに尊重し、譲り合い、助け合う心を育て、バリアフリーのまちづくりをめざします。

(1) 市民の理解の促進やマナー向上

【課題】

- ・ 走行する自転車、障害者への理解不足や差別、歩行時のマナー向上に対する課題が多く指摘されました。

【取り組みの方針】

- ◆ 市民への啓発活動（違法駐輪・差別の撤廃等）
- ◆ 市民の理解を深めるための勉強会等の開催
- ◆ 自転車施策と連携した自転車マナーの向上（放置自転車・走行マナー）
- ◆ バリアフリー教育の推進（学校教育でのバリアフリー学習メニューの導入等）

(2) 職員やスタッフ等の対応の充実

【課題】

- ・ 駅、バス、各施設の職員やスタッフの障害者への対応の充実が求められています。

【取り組みの方針】

- ◆ 職員、スタッフの対応の充実（手話・筆談・障害者への理解等）
- ◆ 接遇技術の向上

3.3 整備の方針

しくみ

～市民等との協働による推進～

バリアフリーの取り組みを、市民・行政・事業者で連携して、継続的に進めていくためのしくみづくりの構築をめざします。

(1) 案内・情報提供の充実

【課題】

- ・まちの中や施設内における、誰もがわかりやすい案内・情報提供の充実が求められています。

【取り組みの方針】

- ◆すべての人にわかりやすいサイン（ひらがな併記等）の整備の検討
- ◆点字、音声、文字案内の充実や、移動支援のための環境づくり等、障害者等に配慮した案内の検討
- ◆ホームページ等を利用したバリアフリーに関連した情報提供
- ◆緊急時、災害時の情報提供方策の検討

(2) しきみづくりに向けた提案

【課題】

- ・現在、バリアフリーに協働で継続的に取り組むしくみがありません。

【今後の検討方針】

- ◆基本構想策定後もスパイラルアップにむけた継続的な検討組織の構築
- ◆市民の意見を整備に反映するしくみの検討
- ◆市民・事業者の自主的・積極的なバリアフリーの取り組みの支援

3.4 重点整備地区の選定

(1) バリアフリー法の基本方針に定められている要件

要件1:生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われている地区

原則として生活関連施設のうち、特定旅客施設又は特別特定建築物(官公庁施設、福祉施設等)に該当するものが概ね3以上あることが必要。また、それらの施設が徒歩圏内に集積している地区としており、徒歩圏内の目安としては、広さ約4km²以内。

要件2:生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区

高齢者、障害者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況や、これらの将来の方向性のほか、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化事業が特に必要な地区であることが必要。

要件3:バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

都市機能として、高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能等が掲げられている。各種バリアフリー化事業の重点的な実施が、このような様々な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であると認められる地区であることが求められている。

3.4 重点整備地区の選定

【継続】

・過年度策定された「交通バリアフリー法に基づく基本構想」で重点整備地区として位置付けられている。引き続き、重点整備地区として、計画内容の更新を行う。

南茨木駅周辺地区

【新規】

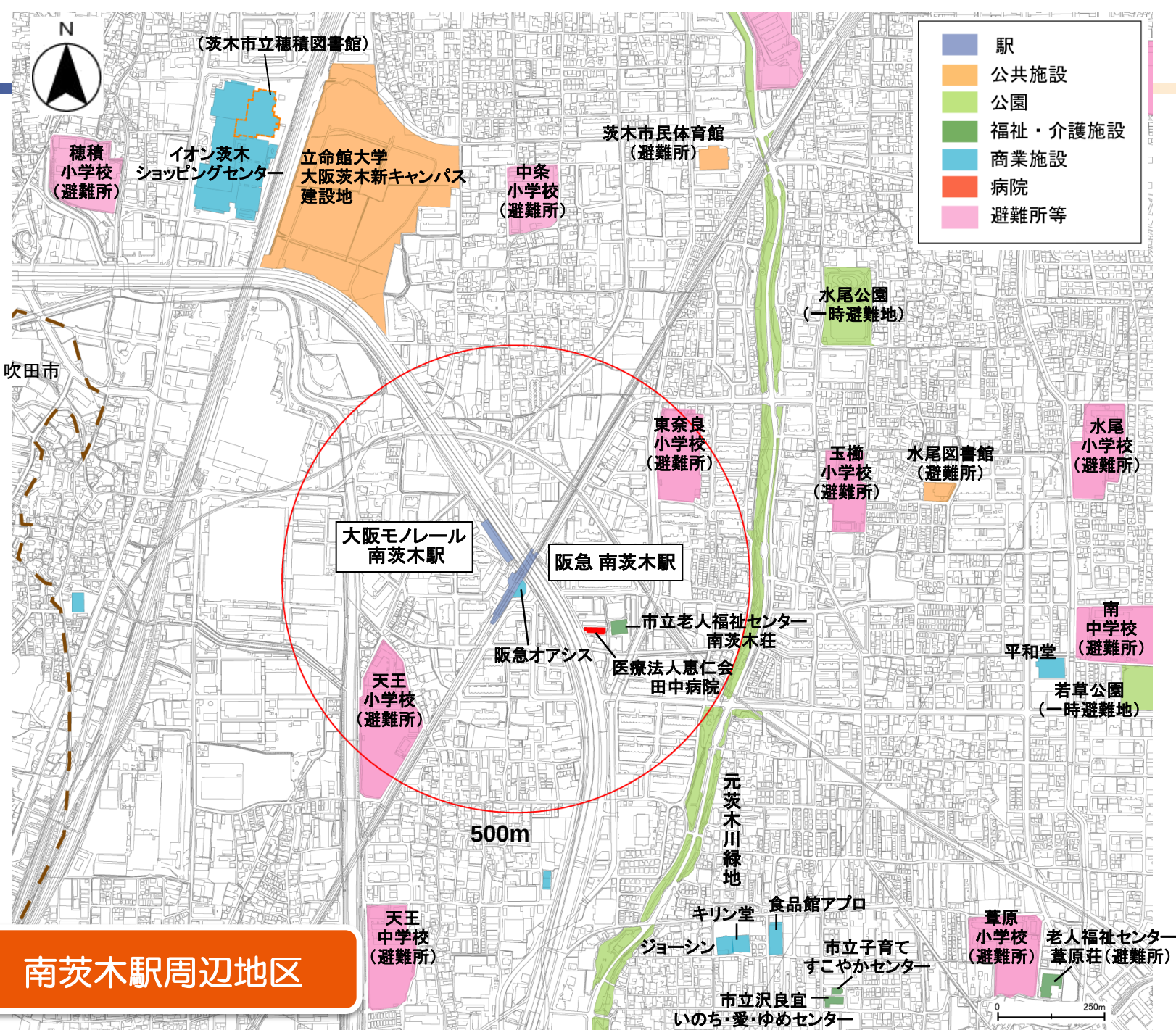
- ・市内でも乗降客が多い2駅を含む中心市街地
- ・駅近くにバスターミナルがある交通結節点
- ・公共施設や文化施設が集積
- ・市の都市核としての位置づけ
- ・中心市街地のまちづくりが進む
- ・平成27年4月に立命館大学が開学

JR茨木・阪急茨木市駅
周辺地区

【新規】

- ・駅及び駅周辺のバリアの満足度が低い
- ・(仮称)JR総持寺駅の整備が平成30年春に予定されている。

総持寺駅周辺地区



南茨木駅周辺地区

JR茨木・阪急茨木市駅
周辺地区

